

一般社団法人茨城県空調衛生工事業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県空調衛生工事業協会(以下「本会という。」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、管工事業者相互間及び関連業者との連絡を緊密にし、設備工事に関する諸問題を調査研究し、経営の合理化、技術の向上及び交流を図り、設備工事の能率化と高度化を推進することにより公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 設備工事に関する知識の啓発、情報の提供及び資料の頒布
- (2) 住民の生活環境の改善に関する相談所の開設
- (3) 設備工事の技術の進歩改善及び経営の合理化に関する調査研究
- (4) 防災等緊急時における応急活動
- (5) 低炭素社会実現に関する設備技術の研究及び普及並びに協力
- (6) 管工事の安全確保のための事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 賛助会員 管工事業に使用する材料、機器の製造業者若しくは販売業者又はこれ

等をもって組織する団体で、本会の目的を賛助するために入会した者

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、法人の目的を達成するため、必要な経費として会員になった時及び毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において総正会員の3分の2以上の議決によって、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を、正当な理由なく1年以上履行せず、かつ、催告に応じない場合で、理事会が退会を議決したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 会員の経費負担の額
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(召集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により総会の招集を請求することができる。

3 会長は、総会を招集する場合は、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員

の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は正会員の中から、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、法人の業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総

会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 28条 この法人は、役員の法人法第111条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権 限)

第 30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の業務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 前項第 3 号の選定において、再任は妨げないものとする。

(召 集)

第 31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の

決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 委員会

(委員会の設置等)

第34条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に

については承認をうけなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の同意を得て解散する。

(剰余金)

第40条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 本会を清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第12章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人茨城県空調衛生工事業協会の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人登記の日にこの会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人茨城県空調衛生工事業協会の諸規則は、一般社団法人茨城県空調衛生工事業協会の諸規則として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の会長は小川三郎とする。

附 則 (平成27年5月25日)

- 1 この定款は、平成27年5月25日から施行する。

平成25年3月18日 作成

平成25年3月21日 公証人認証

平成25年4月 1日 一般社団法人設立

平成27年5月25日 一部改正